

四国5大学連携非常勤講師の相互派遣にかかる相互支援制度実施要項

平成28年3月18日

四国5大学男女共同参画推進連絡協議会決定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学（以下、「四国5大学」という。）の研究者の出産、育児、介護等のライフイベントを支援するため、休暇、休業中に講義を担当できる非常勤講師を四国5大学において相互に紹介することを目的とする相互支援制度（以下「相互支援制度」という。）について、必要な事項を定める。

(運用・管理)

第2条 相互支援制度の運用・管理は、徳島大学AWAサポートセンター、鳴門教育大学男女共同参画推進室、香川大学男女共同参画推進室 olive・heart、愛媛大学女性未来育成センター及び高知大学男女共同参画推進室しあわせぶんたん（以下「連携支援室」という。）が連携して行う。

2 連携支援室は、相互支援制度の運用・管理にあたり、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

(支援制度利用申請者)

第3条 相互支援制度を利用できる者は、四国5大学に所属する研究者とする。

(申請方法)

第4条 相互支援制度の利用を希望する者（以下「利用申請者」という。）は、利用申請書（別紙様式1）により、所属する大学の連携支援室へ申し込む。

(支援内容及び方法等)

第5条 連携支援室は、利用の申込みがあった場合は、他の大学の連携支援室に非常勤講師候補者の紹介を依頼する。

2 依頼を受けた連携支援室は、非常勤講師を担当できる候補者（四国5大学以外の大学等に所属する者を含む）がいれば本人の承諾を得た上で依頼した連携支援室に紹介する。

3 非常勤講師候補者の紹介を受けた連携支援室は、利用申請者に紹介の内容を伝達する。

4 利用申請者は、非常勤講師候補者が適任であると思われる場合には、その者と連絡・調整を行い、所属大学の規程に基づき手続きを行う。

5 紹介を受けた連携支援室は、紹介した連携支援室に結果を報告する。

(その他)

第6条 相互支援制度の運用にあたり必要な事項については、その都度、連携支援室で協議する。

附 則

この要項は、平成28年3月18日から施行する。